

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2023 小金井 開催要項

全体テーマ：子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映

■趣旨

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO 等が連携・協力して、2002 年から開催しています。このシンポジウムの趣旨は、自治体関係者と専門家等が連携・協力をしながら、①子ども施策（子ども関係の法・制度および政策・事業を含む）についての情報交換および経験交流を行うこと、②自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会を提供すること、③日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」を推進し、ネットワークを構築することにあります。

このシンポジウムでは、子どもの権利のグローバルスタンダードである国連「子どもの権利条約」と具体的な子ども施策を担う「地方自治」を大切にしています。国際的な視点を持ち、国際社会と連携しながら、「地方自治」において、①子どもをとりまく現状、②行政施策の展開、③市民社会での取り組みなどをふまえ、子どもの思い、考え、意見を真に反映した子ども施策、子ども支援・子育て支援、まち・コミュニティづくりをどのようにすすめていくのかなどについて検討してきました。

20 回を迎える今年のシンポジウムは、小金井市で開催します。2009 年には市民や子ども参加のもと議論を積み重ね、「子どもの権利に関する条例」を制定しました。2022 年には子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため「子どもオンブズパーソン」を設置しています。こうした活動の根底には、「子どもの幸福と権利保障を第一として、小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、市など多様な主体が連携し、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進していくことを掲げている「のびゆくこどもプラン小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」があります。近年は、子育て世代の流入増もあり、2009 年以降子どもの数が増加しています。

全体テーマは、「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」です。現在自治体では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画などを策定しています。そうした計画づくりにおいては、子どもの権利条約というグローバルスタンダードを基礎にしたローカルスタンダードの形成・実施と子どもにやさしいまち・コミュニティの重要性が認識されてきています。

2023 年 4 月には、こども基本法が施行されました。政府は、「こどもまんなか社会」を実現するため「こども家庭庁」を設置し、こども施策を展開しようとしており、こども施策は、子どもの権利条約の一般原則を踏まえた事項を基本理念として行わなければならないとしました。さらに、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（第 11 条）と規定されました。そこで、子ども施策を担う自治体が、どのように一人ひとりの子どもの権利の具体化施策をすすめるのか、そして、子ども施策に子どもの意見を反映させるためにどのようなことを行っていけばいいのか、みなさんと一緒に考えたいと思います。

- 日 時 2024年（令和6年）2月10日（土）～11日（日）
- 会 場 小金井 宮地楽器ホール（小金井市本町6-14-45）他
- 主 催 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023 小金井実行委員会、
小金井市
- 後 援 総務省、こども家庭庁、文部科学省、東京都
- 参加方法 事前申込制による現地参加
※オンライン視聴（Microsoft Teams）による参加も可能です
- 資料頒布 事前振込購入制（2023年1月30日（木）までに振込をお願いします）
報告資料集代（予定）@1,000円
※当日会場にて受け渡します。当日会場での販売はありません。
※オンライン参加者は、参加する分科会のPDF資料を無償提供します。
オンライン参加者で、報告資料集購入希望の場合、シンポジウム終了後に
郵送します。別途1冊につき郵送料@370円（レターパックライト）が必
要です。

■日 程

【2月10日（土）】 会場：小金井 宮地楽器ホール 大ホール（300人）

時間	内容
13:00～13:25	オープニング 児童館における子ども主体の活動報告
	実行委員会 開会挨拶 荒牧 重人 実行委員長
13:25～13:50	開催自治体 歓迎挨拶・報告 白井 亨（小金井市長） 小金井市における子どもにやさしいまちづくりの推進 —子どもの権利保障と子どもの意見の反映—
14:00～16:30	全体会
	シンポジウム 「子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映」
	論点整理・解題 加藤 悦雄（大妻女子大学）
	報告自治体・報告者
	流山市 竹中 大剛（子ども家庭部長） 川崎市 二瓶 裕児（教育委員会事務局 生涯学習部地域教育 推進課長）
	東京都 中島 知郎（子供政策連携室 企画調整部 プロジェク ト推進担当課長）
特別報告 まちづくりにおける子ども・若者の参画 —静岡県内での実践を通じて— 土肥 潤也（NPO 法人わかもののもち代表理事、こども家庭審議 会委員）	
コーディネーター 安部 芳絵（工学院大学）・加藤 悦雄（大妻女子大学）	

【2月11日（日）】 会場：小金井 宮地楽器ホール 小ホール・練習室ほか

時間	内容	会場	コーディネーター
10:00～12:00 13:40～15:40	分科会① 子どもの相談・救済	萌え木ホール	半田 勝久、福田 みのり、 間宮 静香、安 ウンギョン
	分科会② 子どもの虐待防止	市役所 801 会議室	野村 武司、鈴木 秀洋、 川松 亮、中板 育美
	分科会③ 子どもの居場所	商工会館	喜多 明人、西野 博之、 浜田 進士
	分科会④ 子ども参加	小ホール	林 大介、川野 麻衣子
	分科会⑤ 子ども計画	練習室	加藤 悦雄、田中 文子、 森田 明美
	分科会⑥ 子ども条例	市役所第一会議室	吉永 省三、松倉 聡史、 横井 真、内田 塔子
12:20～13:20	ラウンドテーブル (自治体職員のための 非公開会食会)	小ホール	安部 芳絵、竹内 麻子
16:00～17:00	公開コーディネーター 会議	小ホール	半田 勝久、安部 芳絵 (各分科会から1名)

【2月10日～11日】

10日 13:00～ 11日 10:00～ 17:00	ポスターセッション「地域における子ども主体の取組」 企画運営：小金井市子育て・子育て支援ネットワーク協議会 趣旨：小金井の地域で活動する市民団体等の子ども主体の活動を紹介する。
-----------------------------------	--

【2月12日（月・祝）】 会場：市民会館 萌え木ホール（オンラインなし）

時間	内容
10:00～12:00 13:30～16:00	子どもの相談・救済に関する関係者会議（非公開）

■参加費 無料（報告資料代@1,000円、別途郵送代@370円/冊）

■申込 小金井市ホームページから電子申請。

申込期間 2023年12月15日（金）～2024年1月15日（月）

※ 原則として先着順。オンライン視聴・資料購入希望も申込必要。

小金井市ホームページ「全国自治体シンポジウム2023」で検索

https://www.city.koganei.lg.jp/smph/kosodatekyoiku/kosodate_oshirase/20240210-0211.html

■開催事務局 小金井市子ども家庭部児童青少年課（担当：鈴木・前田）

電話：042-387-9847 FAX：042-383-6577

e-mail：s050699@koganei-shi.jp

シンポジウム (2月10日 14:00~16:30)

テーマ：子ども施策の基本理念と自治体における子どもの意見の反映

【趣旨と論点】

2023（令和5）年度に「こども基本法」が施行され、全国の自治体において、子どもの権利を具体化するため、子ども計画の策定が進められている。その際に、子ども施策の基本理念をつくり出し、共有していくことと、子どもや若者の意見を聴き、子ども施策に反映させることは、言わば表裏一体の根幹的取り組みである。こうした取り組みを有効なものにしていくため、以下のような論点をとおして議論を深めたい。

1点目として、今日、子ども・若者・子育てに関係する部署（庁内外）や組織（行政や民間、市民社会等）は多様化し、ヨコの連携・協働はもとより、時間的・歴史的な持続・継承という視点も欠かすことはできない。自治体全体でどのように基本理念を共有し、子どもの権利に基づく施策に生かしていくことができるのか。

2点目として、子どもの権利に基づく施策を展開するには、当事者である子どもの意見反映を中心に位置づける必要がある。子どもの意見表明・反映を政策づくりの入口の手続きとしてのみならず、評価・検証に位置づけることに加え、権利の主体である子どもの自己決定や表現方法として、日常の営みとしていくにはどうすればよいのか。

3点目は、子どもの権利に基づく施策を作り上げていくうえで、基礎自治体と広域自治体における役割や関係についてである。どのようにすれば、それぞれの持ち味（特色）や相乗効果を発揮できるのか。さらに、改めて問われている、子ども・若者参加と民主主義のつながりや、自治体行政と市民的公共性のつながり等についても考えてみたい。

■シンポジウム

●論点整理・解題 加藤 悦雄（大妻女子大学）

●自治体報告

- すべての子どもが幸福に生きていく権利を保障するためのまちづくり
—「こども基本法」の基本理念に基づく子どもの権利保障の具体化に向けて—
竹中 大剛（流山市子ども家庭部長）
- 子どもの権利に関する条例に基づいた子ども施策の推進
—より幅広い子どもの声をしっかりと受け止めるために—
二瓶 裕児（川崎市教育委員会事務局 生涯学習部地域教育推進課長）
- チルドレンファーストの社会の実現に向けて
—子供の意見を聴き、施策に反映していくための取組に焦点を当てて—
中島 知郎（東京都子供政策連携室 企画調整部 プロジェクト推進担当課長）

●特別報告

- まちづくりにおける子ども・若者の参画
—静岡県内での実践を通じて—
土肥 潤也（NPO 法人わかもののみち代表理事、こども家庭審議会委員）

●ディスカッション

●コーディネーター

安部 芳絵（工学院大学）・加藤 悦雄（大妻女子大学）

分 科 会 （2月11日 10:00~15:40）

■第1分科会

テーマ	子どもの相談・救済
内容	<p>2023（令和5）年4月には、こども基本法が施行した。その成立に至る審議過程において、子どもの権利が守られているかどうかを独立の立場から監視し、必要な改革の提言・勧告や救済を行うことができる子どもオンブズパーソン／コミッショナーのような第三者機関の設置を規定することが各方面から求められ、議論されてきた。</p> <p>日本においては、1999年に川西市子どもの人権オンブズパーソンが設置されて以降、全国の自治体で子どもの相談・救済機関が広まっていった。そして、その有効性が認識され、近年新たな自治体でこども基本法の理念のもと、子ども権利に関する条例を制定し、そこに子どもの相談・救済を含む第三者機関の設置を規定する議論が進んできている。</p> <p>あらたに、制度を設計する場合には、なぜ、今、子どもオンブズパーソン／コミッショナーの必要性が再認識されるようになってきたのか、こうした機関にはどういった役割が求められているのか、どのような効果が期待されているのか、既存の関係機関とどのように連携・協働ができるかなど、行政や住民が理解し共通認識を持っていく必要がある。</p> <p>そこで、本分科会では、子どもオンブズパーソン／コミッショナーはなぜ必要かについて考察し、先進自治体ではどのように制度設計し、運営しているのか、その実際を学ぶことに焦点を当てたい。</p> <p>そのために、まずは、基調報告で、国連・子どもの権利委員会の見解や他国の実践について共有したい。次に、子ども条例に、こうした第三者機関の設置をどのように規定し、機関設置後、理念を共有し運営していけばよいのか、国内における実践事例から学びたい。第3に、第三者機関の活動を推進するにあたって相談室を設置する意味やアウトリーチについて考察したい。第4に、広域自治体における子ども支援の総合的推進の取り組みから子どもの相談・救済活動の実際について報告を受け、いじめ、体罰等による子どもに対する人権侵害に関する救済のあり方や意味、広域自治体と基礎自治体に設置する機関の役割や関係性について考えていきたい。</p>
報告	<p>1 基調報告 子どもオンブズパーソン／コミッショナーの必要性と役割 —国際的位置づけと諸外国の実践事例から— 平野 裕二（子どもの権利条約総合研究所運営委員）</p> <p>2 子どもオンブズパーソン相談室の開設と運営 —子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるために— 半田 勝久・村井 朗子（小金井市子どもオンブズパーソン）</p> <p>3 「としま子どもの権利相談室」のこれまで・これから 佐賀 豪（豊島区子どもの権利擁護委員） 小野 義夫（子ども家庭部子ども若者課）</p> <p>4 長野県子ども支援委員会の活動 —人権救済における勧告を中心に— 関 良徳（長野県子ども支援委員会会長） 中嶋 慎治（前・長野県子ども支援委員会副会長） 中川 峻介（県民文化部 こども若者局 こども・家庭課 児童相談・養育支援室）</p>
コーディネーター	<p>半田 勝久（日本体育大学） 福田 みのり（山口東京理科大学） 間宮 静香（弁護士） 安 ウンギョン（平成国際大学）</p>

■第2分科会

テーマ	子どもの虐待防止	
内 容	<p>【テーマ】 子ども家庭センターはどのようにあるべきか～母子保健と福祉の協働を目指して</p> <p>昨年度に引き続き、子ども家庭センターの取組みについて自治体からの報告を受け、そのあり方について検討をしたい。</p> <p>児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て 世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うという趣旨で、令和4年の児童福祉法の改正で、2024年4月以降の設置を目指して、「子ども家庭センター」(児童福祉法10条の2)の設置が規定されることとなった。</p> <p>これまで、子ども家庭支援拠点、子育て世代包括支援センターを通じて、こうした状況に対応してきたところであるが、子ども家庭支援センターなどの取組みを踏まえて、これらを見直し、「子ども家庭センター」として法定化されたものである。</p> <p>現在、多くの自治体で、この法改正を踏まえ、令和6年に向けての検討が開始されていることと思われるが、母子保健との関係をどのようにするかなど、実際の実施までに課題も見えてきている。</p> <p>そこで、本年度は、昨年度に引き続き、母子保健と福祉の協働をテーマとして、「子ども家庭センター」に焦点を当てて、自治体での取組みの経験交流を行い、課題を明らかにするとともに、その対応や、対応の工夫について意見交換できればと考えている。</p>	
報 告	<ol style="list-style-type: none"> 1 基調報告：母子保健と福祉の協働をいかに進めるか～母子保健から見て 中板 育美（武蔵野大学） 2 子ども家庭センターに向けた横浜市の実践 （横浜市こども青少年局こども家庭課） 3 子ども家庭センターに向けた新宿区の実践 報告者未定 4 子ども家庭センターに向けた松戸市の実践 （松戸市子ども部子ども家庭センター） 5 報告自治体調整中 報告者未定 	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">調整中</div>
コーディネーター	野村 武司（東京経済大学） 川松 亮（明星大学）	鈴木 秀洋（日本大学） 中板 育美（武蔵野大学）

■第3分科会

テーマ	子どもの居場所
内容	<p>子ども基本法制下のなかで、自治体は子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を図りながら、どのような居場所を多様に作っていくのか。</p> <p>こども家庭庁による子どもアンケートによれば、家庭、学校だけでなく「第3の居場所を求める子どもたちは7割を超えているという。そのうち4人に1人の子どもは、家庭、学校以外に「居場所がない」と回答している（NHK「どこにほしい？こどもと若者の居場所」2023年8月2日放送）。</p> <p>また、文科省が毎年実施してきた「児童生徒の問題行動・不登校調査」では、不登校の子ども（小中のみ）が2022年度で29万9,049人と約30万人にのぼった。同調査では、いじめ認知件数は、68万1,948件、小中高校の暴力行為は、9万5,426件といずれも過去最高となっている。</p> <p>とくに、義務教育段階だけで30万人にのぼる不登校の子どもの居場所、学びの場をどう確保していくのか。今年3月31日に文科省が通知した「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について」（通知）では、「不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにする」「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保」（永岡桂子文科大臣メッセージ）するために、今後、不登校特例校を300校、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム—実際上は校内フリースクール）の設置をうたっている。ただし、普通教育機会確保法（2016年）では、学校外の普通教育、多様な学びの具体的な制度設計部分が欠落していたため、政府レベルでの拙速な制度化ではなく、都道府県、市町村自治体が民間団体との連携、協働のもとに多様な居場所、学びの場を創造していくことが求められているといえる。</p> <p>以上の趣旨から、当分科会では、自治体施策として、今後の子どもの居場所、多様な学びの場づくりにおける公民連携のあり方、とくにその経済的支援および支援対象となる団体の認証制度等、総合的に検討していく。</p>
報告	<p>1 基調報告 地方自治で子どもの居場所、学びの場を創る (1) 地方自治と子どもの居場所、多様な学びの総合的支援 —子どもの権利条例の制定動向を踏まえて 喜多 明人 (2) 多様な学びへの経済的支援の現状と課題 —全国の自治体の動き 吉田 みずえ（多様な教育を推進するためのネットワーク） 特別報告 子どもの居場所と多様な学びの現場から 西野 博之（川崎市子ども夢パーク内・公設民営「フリースペースえん」）</p> <p>2 教育委員会による多様な学びへの経済的支援 —茨城県フリースクール連携推進事業の推進と課題 大島 健（茨城県教育庁学校教育部義務教育課 生徒支援・いじめ対策推進室）</p> <p>3 多様な学びへの公的支援の基盤となる認証制度 —長野県「信州型フリースクール認証制度」の提案と課題 塩原 昭夫（長野県県民文化部こども若者局 次世代サポート課） 市川 寛（寺子屋TANQ代表）</p>
コーディネーター	喜多 明人（早稲田大学） 西野 博之（フリースペースたまりば） 浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所）

■第4分科会

テーマ	子ども参加
内容	<p>2015年の選挙法改正により18歳選挙権が実現し、民法の成人年齢も2022年4月から18歳に引き下げられるなど、子ども時代からの主権者教育の必要性が強調されてきている。そして、こども基本法等の制定により、当事者である「子どもの声」を行政施策に反映させていくことが、法的にも求められるようになった。</p> <p>こども基本法第11条において「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」としている。</p> <p>本分科会では、これまで、自治体行政における「子ども参加による施策づくり」および「子ども参加を推進する施策づくり」を主たるねらいとして設けられ、子ども条例などに依拠して設置されている「子ども会議」「子ども委員会」などの取り組みが報告され、自治体担当者などによる経験交流および意見交換を行ってきた。</p> <p>そこで今回は、特に「子ども会議・子ども議会・子ども委員会」（主に小学生～高校生世代対象）に焦点を当て、行政側と当事者（子ども）それぞれの視点・立場から、子どもの声を行政施策に反映するためのあり方や課題を掘り下げる。</p> <p>内容としては、基調報告を受けて、①「子ども会議・子ども議会・子ども委員会」を実施している自治体からの報告・問題提起、②「子ども会議・子ども議会・子ども委員会」に参加している子どもからの問題提起および意見交換（仮称：子ども会議サミット）、を行う。特に、子ども同士の意見交換においては、各自治体の特色を踏まえながら、当事者自身が抱えている課題意識を浮き彫りにしていく。</p>
報告	<p>○基調報告 子ども会議・子ども議会を取り巻く現状 林 大介</p> <p>○自治体が取り組む「子ども会議・こども議会・こども委員会」の現場から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊島区 としま子ども会議／子ども家庭部子ども若者課 地域支援グループ ・中野区 ハイティーン会議／子ども・教育政策課 ・八王子市 子ども☆ミライ会議／子ども家庭部青少年若者課 川口子ども・若者育成支援センター ・川崎市 子ども会議／川崎市教育委員会事務局 生涯学習部地域教育推進課 ・松本市 まつもと子ども未来委員会／こども部こども育成課 <p>○質疑応答</p> <p>○子ども会議サミット～子ども会議の意義と課題、可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記報告自治体の子ども会議等に参加している子ども 各1～2名 <p>○質疑応答・ディスカッション</p> <p>○今後に向けて～コーディネーターから</p>
コーディネーター	林 大介（浦和大学） 川野 麻衣子（北摂こども文化協会）

■第5分科会

テーマ	子ども計画
内 容	<p>今年度の子ども計画分科会では、“子ども計画によるつなげる・つながるはたらき”に焦点を当てていく。現在、全国の自治体で子ども計画の策定が進められているが、「子ども計画というプラットフォーム」を活用して、課題にコミットする多様な主体をつなぎ合わせ、それぞれの主体が子どもの権利を具体化するという目標を共有しながら、有効な事業や支援を展開できるようにするための、総合的な仕組みをつくり出すことが必要であると考えからである。</p> <p>最初に、つなげる・つながる機能が求められる、子ども計画策定の段階について考えてみたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握やニーズ調査の段階…子どもや若者等の直面している多様な生活課題・困難、生きづらさ、権利侵害、既存のサービスの使いづらさ等を正確に把握するために ・調査結果を分析し、課題を抽出する段階…地域性とその変化、課題内容の変遷等も考慮しながら、どのように課題を捉えるとよいのか、問題の核心は何か分析する段階 ・課題解決に向けた目標を再確認し、共有する段階…子どもの権利（人権）について、その一般原則や多様な権利内容を共有し、その具体化を見据えていく段階 ・子ども若者施策を実行する仕組みと支援策を構築する段階…課題内容や関係部署・組織が広範囲に及ぶ中で、主体的かつ有機的に動く仕組みと支援策をつくる段階 <p>次に、以上のような段階において、どのような、つなげる・つながる機能が求められるのだろうか。子ども・若者支援、子育て支援の多様化に伴い、必然的にコミットする主体は多様化している。しかし、大事なことは、実態や課題をしっかりと把握し、有効な支援を可能にするつながりである。子どもや若者とつながる、庁内の多様な部署間で、行政・民間（社福・NPO 他）・住民相互でつながる。世代間で、多職種で、分野間で、当事者同士でつながる。政策レベルと現場レベルでつながる…。このようにして、さまざまな主体をつなげる・つながることから生まれる力について、議論していきたい。</p>
報 告	<p>(基調報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども計画におけるプラットフォームとしてののはたらき—つなぐ・つなげるために— 加藤 悦雄・田中 文子・森田 明美 <p>(報告自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども計画による庁内外の連携と総合的な施策の展開 羽佐田 浩介（葛飾区子育て支援部子ども・子育て計画担当課） ・こども計画における子ども・若者参加—尼崎市の試みについて 津山 和之（尼崎市こども青少年局こども青少年部こども青少年課） ・子ども・若者の声を子ども計画につなげる調査のありかたとは 岡田 光子（西東京市子育て支援部子育て支援課） ・こども計画への子ども・若者のニーズ調査などへの参加 須田 あゆみ（飯能市福祉子ども部子育て支援課） ・子ども・若者計画による施策・支援の機能強化と子ども・若者の参画による評価・検証に向けた動き 島川 佳子（世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課）
コーディネーター	<p>加藤 悦雄（大妻女子大学） 田中 文子（公益社団法人子ども情報研究センター） 森田 明美（東洋大学）</p>

■第6分科会

テーマ	子ども条例
内 容	<p>子ども条例は、地方自治体が国連子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」1989年国連採択、1994年日本批准）に則り、子どもの権利の尊重を基盤として、子どもにかかわる施策を推進するための条例である。1998年制定の川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、2000年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。</p> <p>これらが先行モデルとなり現在まで、概ね60余の自治体で子どもの権利条約に則る子ども条例が制定されてきた。他方、国では条約批准後15年の空白を経て2009年に子ども・若者育成支援推進法が制定された後、ことに2016年の児童福祉法の改正では子どもの権利条約第12条（子どもの意見の尊重）および第3条（子どもの最善の利益）が総則に明確に位置づけられ、条約に基づく子どもの権利の保障がうたわれた。そして昨年6月、初の包括的立法として、こども基本法が制定され、本年4月に施行された。</p> <p>本分科会は、上述の経過等を踏まえ、子ども条例の意義と役割を再確認しつつ、「こども基本法を積極的に活かす子ども条例の実施・運営と検証の仕組み」に焦点を当てる。</p> <p>子ども条例は、子どもを含む市民が、学校をはじめとする子ども施設、行政機関等と、条例の理念と規定を共有しあい、実際に活用していく中で、その積極的な意義が具体化される。つまり子ども条例は、市民的な支持と信頼を豊かに培う自治体の努力を通して機能し、以て子どもの最善の利益に貢献しうるものとなる。したがって「条例の実施・運営と検証」は、実施主体の自治体が子どもを含む市民への説明責任を誠実に果たそうとする中で、市民との対話を通して、条例を豊かに育てていく取り組みだといえる。</p> <p>そこで本分科会では、実施主体の自治体、子どもに直接かかわる学校等子ども施設、そして市民からの報告を受け、相互の交流をも図る中で、議論を深めていきたい。</p>
報 告	<p>○基調報告</p> <p>こども基本法を積極的に活かす子ども条例の実施・運営と検証の仕組み ——自治体、子どもに直接かかわる子ども施設、市民の実践的交流を通して 吉永 省三</p> <p>○自治体からの報告</p> <p>中野区子どもの権利委員会による条例検証の仕組み 佐藤 祐斗（中野区子ども教育部子ども・教育政策課子ども政策調整係） 市民モニター制度など市民参加による条例検証の仕組み 古藤 典子（泉南市行政経営部人権推進課）</p> <p>○子ども施設/市民からの報告</p> <p>条例制定後の今とこれから～小金井市民の取り組みから考える 阿部 寛子（koko ぷらねっと&いかそう!子どもの権利条例の会） 泉南市子どもの権利に関する条例に基づく学校づくり 奥田 好幸（泉南市立鳴滝小学校校長）</p> <p>○特別発言（Web参加）</p> <p>札幌市民（こどけん） 泉南市民（子どもの権利条例委員会市民委員） 川西市民（子どもの権利条約を具体化する市民ネット）</p>
コーディネーター	<p>吉永 省三（千里金蘭大学） 松倉 聡史（旭川市立大学） 横井 真（公益社団法人子ども情報研究センター） 内田 塔子（東洋大学）</p>

●ラウンドテーブル（自治体職員交流会）

2月11日（日）12時20分～13時20分

会場：小金井 宮地楽器ホール 小ホール

ファシリテーター：安部 芳絵（工学院大学） 竹内 麻子（愛媛大学）

【主な内容】

ラウンドテーブルは、分科会の枠をこえて、子ども施策にかかわる自治体職員が直面する課題を語り合い・聴き合う場です。自治体職員のみが参加可能です。

子ども支援のような対人支援の現場で感じる葛藤・不安・わからなさ・不全感・挫折感を総称して「ゆらぎ」と言います（尾崎、1999）。子ども支援に関わるひとはみな、この「ゆらぎ」に遭遇します。「ゆらぎ」は放っておくと動揺や混乱、危機的状況をもたらす一方で、「うまくゆらぐ」ことができれば、支援実践やしくみの問題に気づき、解決のための「課題設定」が可能となり、変化・成長・再生の芽を見出すことにつながります。

とはいえ、「ゆらぐ」ことはなかなか難しいものです。自分の失敗をふりかえることは、なにより「痛い」ので、「ゆらぐの大好き！」という人はめったにいません。そこで、自治体シンポジウムでは、同じ子ども支援に関わる自治体関係者のみが参加し、安心してざっくばらんに話せる場を設けることにしました。

理論としては、ドナルド・A・ショーンの省察的実践における「鏡のホール」を参考にします。他者の実践のふりかえりを聴き、さまざまなパターンを可能性としてとりこむことを通して、それぞれの自治体に応じた課題に向き合える力量を形成します。

ドナルド・A・ショーン「鏡のホール」(Schön, 1987=2017)

鏡のホール：多重の省察が照らし合わされる場、「正しく進み続ける (rights going on)」ではなく「多様な光を当て続ける (lights going on)」。すなわち「学び取ったパターンをそのまま直線的にあてはめようとするのではなく、それを1つの可能性として用いて多様な視点からの解明を続けていく」ことで支援者自身が、目の前の子どものようにすから状況を読み取りより適切なかわりができるようになる。

【参考】

- ・尾崎 新 編 1999『「ゆらぐ」ことのできる力 ゆらぎと社会福祉実践』誠信書房
- ・Schön, D. A. 1987 *Education the Reflective Practitioner: Toward a New Design for Teaching and Learning in the Professions*, John Wiley & Sons, Inc.,
＝柳沢 昌一・村田 晶子監訳 2017 『省察的実践者の教育』鳳書房

【お願い】

- ※昼食を持参してください。
- ※当日、グループや進め方をお伝えします。
- ※子ども施策にかかわる「失敗」「うまくいかなさ」「葛藤」をたくさん持ち寄ってください。

●公開コーディネーター会議

2月11日（日）16:00～17:00

コーディネーター：半田 勝久（日本体育大学） 安部 芳絵（工学院大学）

*自治体シンポ、とくに分科会のコーディネーターによる「ふりかえり」を公開で行い、シンポの成果と今後むけた課題について共有します。